

令和7年 第3回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 ― 令和7年3月4日（火） 午前10時00分～午前10時30分
場 所 ― 高層館12階 選挙管理委員会
出席者 ― （委 員）西委員、池西委員、大毛委員、裏山委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、赤田係長、清瀬
係長、菊川副主査、澤埜事務職員

（小須田事務局長）

ただいまより、第3回選挙管理委員会を開会いたします。

本日は新委員による初の委員会であります。

新委員長が選出されるまでの間、堺市選挙管理委員会に関する規程第11条により、年長委員の西委員に議事進行をお願いいたします。

（西委員）

それでは、まず、議案第2号の委員長の選挙についてであります。選挙の方法について、事務局から説明願います。

（小須田事務局長）

堺市選挙管理委員会に関する規程第2条第1項によりまして、委員長は委員会において委員が互選すると規定されています。また、第2項では互選についても無記名投票の方法によるものとし、有効投票の最多数を得た者をもって当選人といたします。ただし、得票数が同じであるときには、くじで定める旨規定されています。

なお、第3項では各委員に異議がないときは、互選に代えて指名推薦の方法を用いることができる旨の規定がございます。

また、委員長の任期は、令和7年3月4日から始まるものといたします。

（西委員）

説明が終わりました。委員長の選出につきましては、選挙又は指名推薦のどちらの方法で進めることといたしましょうか。

（裏山委員）

指名推薦が良いと思います。

（西委員）

指名推薦でよろしいですか。

（委員）

異議なし。

(小須田事務局長)

事務局は一旦退出させていただきますので、委員皆様でお願いいたします。決まりましたら、お声掛けをお願いいたします。

協議の間 事務局退出

(西委員)

委員長は、大毛委員と決定いたしました。

(小須田事務局長)

それでは、委員長が選出されましたので、今後の議事進行については、大毛委員長にお願いいたします。

(大毛委員長)

続きまして、議案第3号の委員長代理の指定についてであります。事務局より説明をお願いします。

(小須田事務局長)

委員長代理の指定につきましては、堺市選挙管理委員会に関する規程第3条に、委員長が最初に開かれる委員会において指定しなければならないと規定されています。

従いまして、大毛委員長から委員長代理の指名をお願いいたします。

(大毛委員長)

それでは委員長代理の指名を行います。

裏山委員さんに委員長代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(大毛委員長)

それでは、裏山委員さんよろしく申し上げます。

続きまして、案件3の報告、南区選挙管理委員会委員の異動についてであります。事務局より説明をお願いします。

(新家事務局次長)

南区選挙管理委員の補欠についての通知が、南区選挙管理委員会の委員長から昨日届き

ました。内容といたしましては、本日、堺市選挙管理委員として就任していただいた池西委員は南区選挙管理委員でしたので、新しく小田委員が南区選挙管理委員として選出されたというものです。

説明は以上です。

(大毛委員長)

ただいま、南区選挙管理委員会委員の異動についての報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件３の報告については、了といたします。

以上で、本日の案件はすべて終了しました。

これをもちまして、第３回選挙管理委員会を閉会いたします。